



回転ハンガーの認定基準及び基準確認方法（公開用）

## 回転ハンガー専門部会専門委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	所属
(部会長)	佐久田 博司	青山学院大学
(委員)	相原 民哉	(株) 淀川製鋼所
	遠藤 善久	通商産業省生活産業局日用品課
	大北 恭子	全国地域婦人団体連絡協議会
	岡林 哲夫	工業技術院標準部繊維化学規格課
	小笠原 真笑	主婦連合会
	長内 恵一	(社) 日本オフィス家具協会
	加藤 峰男	北栄工業 (株)
	紙川 明	通商産業検査所商品テスト部機械テスト課
	菊池 照雄	日本チェーンストア協会
	佐藤 久	(社) 全国家具工業連合会
	塩谷 健三	(財) 日用金属製品検査センター
	関 史江	東京大学
	菌部 雅彦	(株) 消費科学研究所
	竹下 昇	エムケー精工 (株)
	田中 芳雄	製品安全協会
	西垣 信洋	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	原田 博志	オークス (株)
	古瀬 雄二	(社) 日本通信販売協会
	松岡 寿人	(財) 日本文化用品安全試験所
	吉岡 公文	誠和産業 (株)
	渡辺 専三	(株) アイクグループ

(事務局) 一般財団法人製品安全協会 業務グループ

住 所 : 110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2階

電 話 : 03-5808-3302

FAX : 03-5808-3305

## 回転ハンガーの認定基準及び基準確認方法

### 1. 基準の目的

この基準は、回転ハンガーの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

この基準は、主として金属製パイプで構成され、洋服を掛けることを目的とした家庭用の移動可能な回転ハンガー（以下「ハンガー」という。）について適用する。ただし、洋服等の収納たんす類はこの限りではない。

なお、ここでいう移動可能とは、住宅の天井、壁、床等にポルト等で固定しないで、キャスタ等により移動できるものをいう。回転とは、洋服の出し入れの際に回転機構によって洋服掛け部分を回転させるものをいう。

備考：この基準の中で{ }内の数値・単位も規格値であるが、平成11年10月1日以降は参考値とする。

### 3. 安全性品質

ハンガーの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. ハンガーの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、身体を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、突起等がないこと。</p> <p>(2) 組立ては容易かつ確実にでき、組み立てたハンガー各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。</p> <p>(3) 可動部は、円滑かつ確実に操作でき、身体のはさみ込みがない構造であること。</p>	

<p>2. 強度</p>	<p>(4) キャスタを有するものにおいては、移動防止のための措置を講じること。</p> <p>(5) フレームの高さ調節部は、確実に固定できる構造を有し、抜け防止機構又は調節限度表示を有すること。</p> <p>2. ハンガーの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 洋服掛けの耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状が生じないこと。</p>	
--------------	---	--

	<p>(2) 回転機構部の耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状が生じないこと。</p> <p>(3) 洋服掛けの偏荷重試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状が生じず、かつ、浮きがないこと。</p> <p>(4) 耐水平荷重試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状が生じないこと。</p>	
--	--	--

	<p>(5) 棚板を有するものにあつては、棚板の耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状が生じないこと。</p> <p>(6) 引出しを有するものにあつては、引出しの耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状が生じないこと。</p>	
--	---	--

3. 安定性	3. 安定性試験を行ったとき、浮き又は転倒がないこと。	
4. 材料	4. 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。	
5. 付属品	5. 付属品がある場合は、使用上の安全性を損なわないこと。	

#### 4. 表示及び取扱説明書

ハンガーの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)及び(4)は一般消費者が容易に理解できるよう大きな文字で見やすい箇所にその趣旨を表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用可能な洋服の総質量(単位:kg)及び相当着数 (算出用の基礎:男性スーツ 1 着当たり 2kg、女性スーツ 1 着当たり 1kg)</p> <p>(4) 取扱説明書をよく読んでから使用すること。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項については、省略してもよい。</p> <p>なお、(2)及び(3)については、一般消費者が容易に理解できるよう図を併記すること。また、(1)及び(7)については、枠付け、色分け、アンダーライン、より大きな使用など特に目立つ配慮をすること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p>	



	<p>(2) 各部の名称</p> <p>(3) 組立て及び調節方法</p> <p>(4) 手入れ・掃除方法</p> <p>(5) 使用方法</p> <p>(6) 基本仕様</p> <p>(a) 使用可能な洋服の総質量(単位: kg)及び相当着数</p> <p>(b) 洋服を掛けた状態での最大専用寸法</p> <p>(7) 使用上の注意</p> <p>(a) ボルト・ナット等による固定部は、確実に固定すること</p> <p>(b) はめ込み部分は、確実にはめ込むこと。</p> <p>(c) 水平調節機構を有するものにあつては、固い床(注 2)に置き、水平調節すること。水平調節機構を有しないものにあつては、固い水平な床(注 2)に置くこと。</p> <p>(注 2) 畳を含む。毛足の長いじゅうたんは除く。</p> <p>(d) 移動時以外は、移動防止のための措置を講じておくこと。</p> <p>(e) 転倒のおそれがあるため、洋服を極端に片寄せて掛けないこと。</p>	
--	--	--

	<p>(f) 回転の際に落下するおそれがあるため、回転部上部には荷物を載せないこと。</p> <p>(g) 積載状態での移動上の注意。</p> <p>(h) 付近に火気を置いたり、火気付近に設置しないこと。</p> <p>(i) 子供がぶら下がったり、付近で遊ばせないこと。</p> <p>(8) SG マーク制度は、ハンガーの欠陥により発生した人身事故(地震によるものは含まない。)に対する賠償制度であること。</p> <p>(9) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	--	--

参考付図

